

## COMOS ソフトウェア 補足条項

本 COMOS ソフトウェア補足条項(以下「COMOS 条項」という。 )は、COMOS としてオーダーに特定された製品(以下「COMOS ソフトウェア」という。 )のみに関するお客様と SISW の間のエンドユーザーライセンス契約(以下「EULA」という。 )を修正するものです。本 COMOS 条項は EULA 及びその他の適用される補足条項と共に、両当事者間の契約(以下「本契約」という。 )を形成します。また、本 COMOS 条項には、各オーダーで特定する COMOS-Bentley ソフトウェアのみに適用される一部の規定が含まれています。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所で定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本 COMOS 条項に適用されます。
  - (a) 「**権限を有する代理人**」とは、お客様のコンサルタント、代理人、又は請負業者として、お客様の敷地内で作業を行うか、お客様の社内業務を支援するために COMOS ソフトウェアへのアクセスを必要とする個人を意味します。
  - (b) 「**正規ユーザー**」とは、お客様の従業員又は権限を有する代理人のことを意味します。
  - (c) 「**Site**」又は「**Industrial Plant**」とは、正規ユーザーによる COMOS ソフトウェアの使用が許可されている、お客様の単一の物理的な場所を意味します。
  - (d) 「**Territory**」とは、お客様が COMOS ソフトウェアをインストールして使用することを許諾されている、オーダーで指定された Site(s)又は地理的領域を意味します。オーダー又は本契約の他の箇所で指定されていない場合、Territory は、お客様が主たる事業所を有する国とします。
2. **ライセンスタイプ** 以下のライセンスと使用タイプは、個々の COMOS ソフトウェア製品に関して提供されます。オーダーに記載された、一定の製品に関する追加ライセンス及び使用のタイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーに指定する期間において、正規ユーザーのみが使用することができます。別段の指定がない限り、お客様は COMOS サーバーソフトウェアを Territory 内で 1 ライセンスあたりハードウェア装置 1 台にインストールすることができます。
  - 2.1 「**Backup**」ライセンスとは、お客様のバックアップ又はフェイルセーフ用のインストールの冗長性をサポートする目的にのみ付与されるライセンスを意味します。
  - 2.2 「**COMOS Platform**」ライセンスとは、COMOS ソフトウェアを使用するためにお客様が購入する必要がある、COMOS ソフトウェアの最低限の機能に対する基本ライセンスを意味します。COMOS Platform ライセンスは、COMOS ソフトウェアの追加ライセンスを購入するための前提条件ですが、オーダーで指定された場合は、一部の定義済み COMOS ソフトウェアパッケージに、当該 COMOS Platform ライセンスと他のモジュールのライセンスとのバンドルを含めることができます。
  - 2.3 「**Floating**」又は「**Concurrent User**」ライセンスとは、お客様のネットワーク内及びライセンスサーバーが所在するドメイン内における COMOS ソフトウェアへのアクセスが、常に、オーダーに記載された正規ユーザーの最大数に制限されることを意味します。本契約にこれと矛盾する規定があっても、Floating ライセンスにより正規ユーザーは、COMOS サーバーソフトウェアが所在するドメイン内のお客様のプライベートネットワークへの接続を介して、Territory の外から COMOS ソフトウェアにアクセスすることを許可されます。
  - 2.4 「**Named User**」ライセンスとは、COMOS ソフトウェアライセンスへのアクセスがネームド正規ユーザーに制限され、その上限はオーダーフォームに記載された正規ユーザーの最大数であることを意味します。指名された正規ユーザーの名称は、追加料金(以下「名称変更料」という。 )を支払うことで変更することができます。本契約にこれと矛盾する規定があっても、Named User ライセンスにより正規ユーザーは、COMOS サーバーソフトウェアが所在するドメイン内のお客様のプライベートネットワークへの接続を介して、Territory の外から COMOS ソフトウェアにアクセスすることを許可されます。
  - 2.5 「**Node-Locked**」ライセンスとは、COMOS ソフトウェアの使用が、お客様の指定する単一のワークステーションに制限されることを意味し、この制限を管理するためのハードウェアのロック装置又は dongle が含まれることがあります。かかるハードウェアのロック装置又は dongle は移動可能です。これは、新しいライセンスファイルを発行しなくても、これらを Territory 内の別のワークステーションに自由に移動できることを意味します。
  - 2.6 「**Per Product**」ライセンスとは、COMOS ソフトウェアの使用が、COMOS ソフトウェアと 1 対 1 でインターフェース接続されるサードパーティ製品の数に制限されることを意味します。

- 2.7 「Per Server」ライセンスとは、COMOS ソフトウェアの使用が、指定された単一のサーバーインスタンスに制限されることを意味します。
- 2.8 「Perpetual」ライセンス又は「Extended」ライセンスとは、無期限に延長される COMOS ソフトウェアのライセンスを意味します。Perpetual ライセンスには、「保守サービス」が含まれません。
- 2.9 「Rental」ライセンスとは、オーダーに特定する 1 年未満の期間限定ライセンスを意味します。Rental ライセンスのための保守サービスは、Rental ライセンス料金に含まれます。
- 2.10 「Subscription」とは、オーダーに特定する期間限定ライセンスを意味します。保守サービスは、Subscription ライセンス料金に含まれます。Subscription 期間が複数年に及ぶ場合、SISW は、期間中に新規ライセンスキーを発行することを要求することができます。
- 2.11 「Test/QA」ライセンスとは、継続的なインストールのカスタマイズ、サポート及びテストのサポートに対してのみ付与されるライセンスを意味し、本番環境又はその他の目的で使用することはできません。

### 3. その他の規定

- 3.1 **ハードウェア** 書面で別途合意した場合を除き、COMOS ソフトウェアと共に提供される dongle などのハードウェアについては、SISW の財産であり続けます。
- 3.2 **アップデート** お客様はドキュメンテーションに定めるインストール規則に従って COMOS ソフトウェアをアップデートします。ドキュメンテーションで又は SISW が別途提供する、COMOS ソフトウェアの旧バージョンの保守サービス終了に関するすべての通知は、お客様を拘束するものとします。
- 3.3 **保護デバイスの紛失又は損傷** 既存のライセンスに対する新しい保護デバイスは、損傷した保護デバイス(dongle などの)返却をもってのみ、お客様に引き渡すことができます。保護デバイスを紛失した場合、SISW による別段の指示がない限り、お客様は新規ライセンスを購入する必要があります。その後、お客様が紛失したデバイスを回収した場合、遅滞なく SISW に返却するものとします。
- 3.4 **API の使用許諾範囲** お客様は、社内使用を目的としたソフトウェアを開発するために、且つ本契約に含まれている条件と少なくとも同程度の防御をする条件で他社に販売するために、ドキュメンテーションで公開されているアプリケーション・プログラミング・インターフェース(以下「API」という。)として特定された API を使用することができます。お客様は、本ソフトウェアを不正使用するために API を使用することはできません。SISW は、お客様が API を使用して開発したソフトウェアについて一切責任を負いません。お客様はいかなる状況においても、非公開の API を使用することは禁じられています。
- 3.5 **追加ライセンス条項** 以下に追加のライセンス制限は、COMOS-Bentley ソフトウェアに適用されます。
  - (a) COMOS-Bentley ソフトウェアに組み込まれたライセンスの遵守装置が、本契約に基づいて付与されたライセンスの不正使用を判断するためのお客様の使用状況データを報告します。当該データへのアクセスは、SISW、Bentley Systems Inc. 及びその関連会社に認められるものとします。
  - (b) お客様には、SISW がオーダーを介してお客様にライセンス付与した、COMOS-Bentley ソフトウェアのライセンスの数(以下「インスタンス」という。)の使用のみが許可されます。追加のインスタンスを使用するには、これらのインスタンスに対する許可済みのオーダーが必要となります。